

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和8年2月24日（火曜日）10時00分～14時19分

場 所 議員控室

出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、舟見委員、村上委員、村田議長
濱野教育長、葛西学校管理課長、佐々木学校給食センター所長、佐々木学校
給食センター係長、大平町民課長、富樫町民生活係長

オブザーバー 小寺議員、工藤議員、金木議員、逢坂議員

事務局 鈴木局長、嶋元係長

阿部委員長

それでは、時間になりましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の調査案件は、1つ目が給食センターに関する条例改正等について、2件目がその他、3件目が空き家対策について、4、その他となっております。

まず、1件目の給食センターに関する条例改正等についてを調査したいと思います。

教育長本日出席されていますので、教育長から一言いただきまして、担当課よりご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 給食センターに関する条例改正等について

担当課説明

説明員 濱野教育長、佐々木学校給食センター所長、佐々木学校給食センター係長

濱野教育長 10:00～10:01

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところお時間をいただきまして誠にありがとうございます。市街地区学校給食の委託実施もあと一月となりました。各関係者と連携を取りながらスムーズな移行ということを努めてまいりたいと考えております。また、小中学校の一貫教育の基本方針、このパブリックコメントにつきましても12月の中旬から先日まで行っております。その結果についてもご報告を申し上げたいというふうに思います。どうかよろしくお願いします。

佐々木学校給食センター所長 10:01～10:11

それでは、私のほうから給食センターに関する条例改正等についてという資料に沿って説明いたします。着座にて説明させていただきます。別紙として1から5まで資料を用意しておりますので、参考としてください。

それでは、資料の1、経緯についてですが、令和8年4月から市街地区学校給食の調理業務をコープさっぽろへ委託することに伴いまして、羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止することとなるほか、関係する条例の一部改正や新たに条例の制定を行うものであります。

次に、2の関係条例と改正内容について説明いたします。(1)の羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例ですが、この条例では共同調理場の設置、管理及び職員に関し必要な事項を定めておりまして、施設の名称ですとか職員の職種、運営委員会について規定しているものでございます。このたび共同調理場である羽幌町市街地区学校給食センターが廃止となりますことから、本条例は廃止ということになります。

次に、(2)の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の廃止に伴いまして影響のある条例のため、その内容の一部を改正するものです。改正の方法につきましては、羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止する条例の附則において改正を行うものでございます。

別紙2を御覧ください。こちらの廃止条例の中の附則の中で改正をうたっております。下、附則の2の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。別表第2中「学校給食センター所長」を削り、別表第3中「又は給食センター所長」を削るという改正になります。

初めの資料に戻っていただきまして、次に(3)の羽幌町学校給食費に関する条例の一部改正でございますが、こちらは学校給食の提供を受けない日について申出の期限を現行の5日前から教育長が別に定める日へ改正するものでありまして、調理業務委託先のコープさっぽろでは7日前までに申し出る必要があるということです。その日に関しても今後も変更する可能性がありますので、期間を指定しない内容で改正をしようとするものでございます。

次に、(4)、羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例でございますが、(1)の条例を廃止することに伴いまして、その条例中に設置規定のあります現行の運営委員会も廃止となってしまいますので、給食事業に関する重要な事項については引き続き審議する必要がありますので、新たに運営委員会を設置するため、本制度を創設するものでございます。

こちらは条例の制定になりますので、概要を説明させていただきます。別紙4を御覧ください。内容は、現行の条例、規則を踏襲しておりますが、一部新たな事項を追加しております。題名は、羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例としております。

第1条では設置目的として、市街地区の学校給食事業を円滑に運営するために本委員会を設置する旨を定めております。

第2条では所掌事項として、本委員会が審議する事項について定めております。

第3条では組織として、委員の上限数と委嘱する対象者について定めております。

第4条では任期として、委員や補欠委員の任期について定めております。

第5条では委員長及び副委員長について定めており、第1項では人数を、第2項では互選について、第3項では委員長の役割、第4項では副委員長の役割をそれぞれ定めております。

第6条では会議として、第1項、会議の招集と議長について、第2項では会議の開催人数、第3項及び第4項では議事の可否決について、第5項が今回新たに追加した事項となりますが、委員以外の会議への出席について定めております。

第7条では教育委員会への委任としまして、本条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める規定を設けております。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上が本条例の内容でございます。

初めの資料に戻っていただきまして、2の給食費無償化について説明いたします。調理業務が委託となることによりまして大幅な経費削減が見込まれるほか、国による学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる無償化も開始されるので、保護者負担額を無償とするということで、こちらは別紙5を御覧ください。別紙5は、国から示された資料でございます。事業内容のところで国から給食費負担軽減交付金として食材費の2分の1、都道府県へ交付されます。都道府県は、そこに2分の1を上乗せして市町村へ配分するという流れでございます。支援額につきましては、在籍児童数掛ける基準額掛ける11か月ということで、これに対して国と道が2分の1ずつ負担するというようなことになります。基準額については、右の表で羽幌町は小学校の完全給食ということになりますので、左上の5,200円が当てはまるということになります。この後は、説明いたしますけれども、給食費を改定する予定ということになっておりますが、その給食費から計算すると基準額より1か月当たり大体1,345円程度、実際の町の給食費のほうが多くなるという計算になりますので、その分は町が負担することになるということになります。資料にはないのですが、新年度の小学生、大体180人程度を予定しておりますが、その場合町の負担分、持ち出しは270万円程度ということになるかと思えます。全体としては1,300

万程度の給食費がかかりますので、そのうち国と道を合わせて1,050万円程度の支援になるのかなということで今のところざっと概算で見込んでおります。

そして、資料に戻っていただきまして、表については現行の第1子に係る年間給食費ということになります。こちらの分が減額される金額ということになります。例えば中学生に1名、小学生に1名の家庭ですと今までですと第1子ということで中学生分のみかかります。これがそういうことでいきますと年間4万3,000円ということになりますが、無償化によりその全額が軽減されるというようなことでございます。

それでは次に、裏面の3の給食費の改定について説明いたします。昨今の物価高騰により学校給食に使用する食材費も影響を受けておりますことから、羽幌町の学校給食費に関する条例に基づき、市場価格を勘案の上、下記のとおり改定するものでございます。主食、牛乳は実際に上昇した額、副食はこれまでの価格の上昇率を勘案して算出しております。先般2月5日開催しました第2回羽幌町市街地区学校給食センター運営委員会において審議の上、承認いただいている内容でございます。小学生につきましては300円が360円、中学生は360円が430円ということで、いずれも保護者負担分については無償化により負担はないということでございます。

私からの説明は以上でございます。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質問のある方は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:11～10:36

磯野副委員長 すみません、ちょっと基本的な話。コープさっぽろに調理業務を委託するということなのですけれども、確認だったのですけれども、要するにコープさっぽろにあの給食センターで調理をしてもらうということなのか、それともあそこは使わないで、調理したものをコープさっぽろが配達するということなのですか、ちょっと確認で。

佐々木所長 現在の町の給食センターでは調理はせず、コープさっぽろの持っている留萌工場があるのですけれども、そこで調理された給食をトラックで搬送して配食するということになります。

- 磯野副委員長 そうすると、例えば配膳とか、そういうものは全くあそこの給食センター使わないで、取りあえず中に入れたものを持ってきて教室へ持って行って、そこで配食とか配膳をするということですよね、給食って普通。そういうことですよね。
- 佐々木所長 そうです。今までと変わるのは作る場所が変わるということで、温食缶ですとか、そういったもので運ばれてきて、そこから教室に分けて、生徒が自らよそうというスタイルには変更はないです。
- 磯野副委員長 これに関しては以前から話があったので、PTAだとか、そういうところの理解というのは当然、ほかの市町村ではいろいろと反対とかも起きたりしているけれども、羽幌町では既にそれはもう相談済みという理解で、了解済みという理解でいいのですね。
- 濱野教育長 保護者の説明会だとか、学校関係者、いろんな方々に丁寧な説明をしております。
- 平山委員 ちょっと確認したいのですが、子供たちの給食費は無償化になるということで、教職員の関係と言ったらおかしいのですけれども、そういう立場の人たちの給食費。
- 濱野教育長 無償になるのは児童・生徒だけで、先生方については改正になった金額でお支払いをいただくという形になります。
- 磯野副委員長 業務委託をするということなのですけれども、仮に業務委託先で今の給食費では到底間に合わないで、値上げをしてくれということというのは想定されるのか、もしそういうことになったときにはそれは給食費に父兄のほうに負担がいくのか、町で負担するのか、その辺のところは。
- 濱野教育長 現在コープさっぽろのほうと契約しているのは、来年度については1年度契約という形になります。それで、また今の諸物価の高騰の関係からいったら、少しずつですけれども、上がる可能性というのはあるかと思っています。だからといってすぐ毎年給食費を改定していくというふう

な形でなくて、ある程度の、その前後というか、値上がり、値下がりというのは当然ありますので、何年間かずつ給食費というのを維持していきたいなとは考えております。

磯野副委員長 将来的には無償ということはあるのでしょうかけれども、それは置いておいて、仮に前後があったときにはその分は即父兄が負担するのか、それとも例えば上がった分は取りあえずは町が負担するのかという、その質問なのですが。

濱野教育長 基本的には町で負担をしたいと考えております。

村田議長 今の関連になるのか分からないですけれども、先ほどの3番目の給食費の改定のところで、小学生300円から360円、中学生360円から430円に上げますということで、委託するわけなので、そちら側のほうは羽幌だけでなく留萌市のところの給食を作るわけで、整合性が取れていなかったら、要は羽幌の分と留萌の分は別々に作られるのか、一緒に作られるのかというところがちょっと分からないのですけれども、整合性が取れていれば一緒に作ってもいいような気もしますし、あと前に言った地産地消の部分も加味するとそこら辺がちょっと分からないので、もし分かれば。

濱野教育長 留萌市の契約内容については、詳しい内容というのは全く分かっておりません。ですけれども、給食の基本的な考え方というのは同じだというふうに思っています。施設費だとか人件費だとか光熱水費、これは自治体が負担をする。そして、賄い材料費、材料費は保護者の負担、それについては町が負担をしていくというふうな形で、留萌市も考えていると思いますので、そんなに差はないのではないか、整合性は取れているのではないかとこのうふうには考えております。

村田議長 何か今答弁がちょっと私とかみ合っていないような感じがしますがけれども、今言った給食費の食材の部分の羽幌町で今値上げをしましたよね、ここで。小学生は60円上げましたと、中学生は70円上げましたというところで、食材費がほかの例えば今のでいくと留萌市に当てはめると、食

材費が同じであれば同じ釜で一緒に作れると思うのです。例えば食材費がずれがあった場合は、それは中身は分かりませんが、差があった場合別々に作らなければ、羽幌は羽幌に合わせた金額での食材費、留萌はもっと高いか安いかわからないのですけれども、それに合わせた食材費になると一緒に作れないということになると思うので、そこがどういうふうな形で処理されていくのかなと、もし食材費と一緒に一緒に作れるのであれば、当然今の委託先としてはコストを下げられるわけで、そこら辺が分からないので、どういう形で作られていくのかというのが分かれば答弁願いたいという質問だったのです。

阿部委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:19～10:21)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

濱野教育長 一度に全部作るという形ではなくて、羽幌の部分を先に作って、そして送り出す。その後留萌のを作るというような工程になっております。

村田議長 先ほど条例をなくすということで、現行の委員会を廃止ということになっていますが、新たにつくる委員会は名称がちょっと変わっているというところなのですけれども、現行の委員会の委員さんは何名か分からないので、同じ11名以内で同じ、その選任はそのまま引き継いでいくものなのか、また新たに選任されていくのか。あと、中身的に開催の回数も今までよりも少なくてもいいのか、大体同じぐらいなのか、そこら辺もし分かれば。

佐々木所長 新たな運営委員さんのメンバーについては、現行9名という形なのですが、基本的にはそのままお願いしたいということですが、PTAの会長さんですとか、そういった異動があった場合はその都度人は替わっていくと思いますが。(何事か呼ぶ者あり) 開催の回数ですけれども、必要に応じて開催するというので、今までは昔は私会計ありましたので、毎年1回は必ずやっていたのですけれども、今そういった私会計なくなり

まして、総会等を開く必要がなくなったのですが、大体今年に1回程度開催できればいいなとは思っているのですが、いろいろ何か課題が出たときには随時開催したいというふうに考えております。

村田議長 今まで何十年やってきた学校給食センターがなくなるということで、前段から今まで頑張っていたいただいた調理師さんの方々はどのぐらいの形で就職先が決まったり、めどがついたのか、そのままこれを機にもう仕事しないという人もいるでしょうし、まだまだ頑張りたいという人もいるでしょうし、そこら辺の情報提供としてお話しできる部分、もし今の進捗状況が分かれば教えていただきたいなと思います。

濱野教育長 既に8回ほど調理員の皆さんには情報提供しております。その中で、お一人だけははっきりと4月から羽幌町内の民間企業の事務をやりたいということで決まっております。あと、お二人の方は羽幌町の会計年度職員の募集に応募しておりまして、まだ決定ではございませんけれども、お二人の方が一応申し込んでおられます。それについては、担当課のほうでもって採用するかしないかというのは決まります。あと、ほかにも現在いろんなところから情報をいただいています、中にはある企業は調理員さんが仕事終わった後に直接お会いして説明会を開きたいというふうに言っているところもありますので、なるべく情報提供をきめ細やかに出していきたいというふうに考えております。

阿部委員長 ほかがございせんか。もし何か気になる点があれば聞いていただきたいと思っておりますので、お願いします。ないですか。いいですか。(なし。の声) 委員のほうからないようですので、私のほうからですが、国のほうで交付金が出るということで、小学生の部分だけ出るということで、町の負担がかなり減る。小学生で270万、町の負担が減る。中学生のほうは交付金出ないのですけれども、小中合わせての町の負担額というのはどのぐらいになるのか教えていただきたいと思っております。

佐々木係長 羽幌小中合わせて、次年度8年度の場合、今年度いただいています重点支援地方交付金も入りますので、補助金、交付金等の額が1,260万、まちづくり応援寄附金を利用し、それから一般財源を含めて1,100万ぐらいと

なります。

阿部委員長 実際の町の負担、町負担で聞いているから。

佐々木係長 町の負担分は、1,100万程度です。

阿部委員長 分かりました。学校の給食費無償化の件が話出てきたときに比べると、国の交付金等も来たということで町の負担が減ったということで、非常によかったのかなと思います。給食センターが廃止されることによって各条例等の見直しがされましたので、新たに運営委員会のほうも設置されます。そちらのほうでそのとき、そのときに応じて開催されるでしょうけれども、今までは給食費を徴収していたという関係で、そちらのほうメインだと思いますけれども、特に小中の保護者の方から聞こえてくるのは、委託になることによって給食そのものの質という部分で今とどうなるのかなという不安や心配に思っている方もいますので、そういったところはできるだけ早めの段階で不安解消してあげられるような形で、運営委員会まで開かなくてもいいですけども、周知等をしながら、アレルギーのほうの対応はしていただけるような感じで聞いていますので、そういった保護者の方々の不安を取り除いて給食事業に対して進めていただきたいと思います。教育長、一言あればお願いします。

濱野教育長 保護者の皆さん、あとそれから羽幌町内の町民の皆さんにも、今保護者の皆さんには学校を通して新しい年度から給食制度が変わりますというお知らせもします。それから、町民の皆さんにはホームページ、そして町の広報、これを使ってお知らせをしていくというふうな形になっています。そして、毎年何回か子供たちにアンケート調査をやっています。これについてもやっていきたいというふうに思っていて、できるだけアンケート調査の結果を業者のほうにお伝えをして、よりよい安全な給食を提供していきたいというふうに考えております。

阿部委員長 保護者の心配も取り除きながら、その一方で子供たちも新しくなることによってこういったメニューが提供されるのかなと楽しみにしている子もいますので、今後もいい感じでアンケート等を取りながら、時には地

元の食材等も使っていただきながら進めていただきたいと思いますので、
よろしくお願いします。

平山委員 事業者との契約期間って、前の委員会でちょっと説明受けたかなと思って、すみません。

濱野教育長 8年度については、1年間という形になっています。

平山委員 8年度は1年間ですけれども、それ以降の期間というのは単年度契約になっていく。

濱野教育長 それは、これからの相互の話合いですけれども、将来的にはもしかしたら複数年度というふうなものも考えられるかと思います。ただ、8年度は単年度でやるというような形になっています。

平山委員 単年度、一年一年、その中で子供たち、さっき言ったように意見とか聞きながら取り入れていって、不具合があればすぐ処理できるというか、そういうのもメリットになるかなと思います、そういう部分では。分かりました。

村田議長 今単年度、前の人を聞いたのですけれども、1年間やってみて、冬の天候とか、いろんなことも加味して経験した中で例えば不都合が起きたり、問題点が出てきて契約を更新できないような事態になった場合ということは想定はしないでもいいものなのか、私もここら辺はやってみなければ分からないことではあるのですけれども、ちょっと気になったのが、今の給食センターはかなり老朽化はしていますけれども、調理器具だとか、そういうものは更新もしたりしていて、前の説明では委託先が使いたいものは提供するような話も聞いていましたけれども、そこら辺でもし本当に不都合があったりした場合のことを加味した場合、早急に調理器具はみんな処分していいものなのかどうかというところを含めて何か検討しているのかどうか、そういう心配なく継続、恐らく継続するとしたら今の委託先が何か不都合があってといって、では違う業者といってもなかなか難しいところだと思うので、やってみてのことにはなる

のですけれども、最悪というか、そういうことを想定しなくてもいいのかなと思うと、やっぱりちょっとしていたほうがいいのかなと思うので、そこら辺の考え方がもしあれば。

濱野教育長 まだ本当にやってみないと分からないというところもあるのですけれども、ただ仮に不都合が起きた場合には双方協議しながら、その不都合をなるべく補って行って、そして子供たちに安全、安心な給食をきちっと届けるとというのが一番大事だというふうに思っていますので、だからといってすぐ契約解除しますよというわけではなくて、業者と緊密な連携をしていきたいというふうに考えております。

村田議長 教育長の言うのが一番正しい答弁だと思うのですけれども、心配するのは、1年間やったことによって、委託契約金の部分なんかも1年やってみたら今の物価高騰ではこの金額ではできないとか、いろんな部分が起きてくる想定はせざるを得ないのかなと思うので、そこらは慎重に、先ほど言った最後に子供たちにおいしい給食が提供できるというところが大前提なので、そこら辺はきちっと加味した中でやっていただきたいと思います。答弁は要らないです。

阿部委員長 委託先の事業者さんについては、全く新規で給食の事業をやられているわけではないと思いますので、ある程度の経験もあるということで私自身は判断していますので、そういった部分、委員のほうからも出ましたけれども、何かあれば当然協議等はしていかなければならないのですけれども、安心して提供していただけるというのは思っていますので、また何かあれば委員会のほうに説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、1件目の給食センターに関する条例改正等について終了いたします。
次に、その他、課長のほうから説明お願いいたします。

2 その他

担当課説明

説 明 員 葛西学校管理課長

葛西課長 10:36～10:40

座ったまま失礼させていただきます。その他ということで、今日特にお配りしている資料はございませんけれども、12月のこの常任委員会の中でも説明させてもらった小中一貫教育の基本方針、意見募集の結果についてご報告させていただきます。

今月13日を締切りとして意見募集しておりましたが、2名の方からの意見がありました。特に反対意見というものはなく、全て内容としましては賛成の意見でありました。その何点かご紹介させていただきたいというふうに思います。小学校、中学校が一緒の校舎になることで専門性ある教科の学習が受けられるのは魅力的である。それから、一緒になることで施設環境や教育課程、評価の仕方など整うまでは時間がかかると思うが、役場、教育委員会、学校との協力体制で頑張って進めてほしい。それから、各家庭における共働き、少子化、インターネットが普及した環境下では保護者の教育も複雑さを増している。保護者の願いは、社会性を身につけ、自立させること。そのためには一定の集団規模を確保し、生徒と教員の多様性を維持する努力が必要。それから、生徒数の減少を踏まえ、老朽化が進んでいる中学校を使用せず、新しい小学校へ統合することは町の経営を考えると合理的でよい方針だと思うという意見です。それから、最後、羽幌中学校と羽幌小学校の両施設を運用し続ける経費と羽幌小学校へ統合する場合の経費を比較すれば必然的に統合せざるを得ないと思われる。この費用の差分は、実際に現金としては残らないが、解体費用の原資の一部になると思うというような意見がありました。

我々としまして、今後こういったいただきました意見を基に3月中までにこの方針を策定したいというふうに思っております。3月の下旬に予定しております町長を含む町長と教育委員さんで構成される教育総合会議というのがありますけれども、その会議で説明をさせていただいて、最終的には教育委員会で決定ということになります。決定後は、改めて公表させていただきまして、その後スケジュールに沿って事務手続、それから検討を進めていきたいというふうに思っております。今回は検討していくという方針が決まったにすぎないので、これからその検討を進めていきます。小学校の施設をどうするかといった部分については我々の業務になりますし、1年生から9年生という新しい教育形態になりますから、そういった部分の運営方針などを具体的な運営を決めていくのは学校側になりますので、そこら辺両方調整していきながら、よりよい学校になるように協議を進めていきたいというふうに思っております。その際、一定程度ご報告できる内容がまとまりましたら、その都度委員会を開催させていただき、ご相談させてもらいながら業務を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、質疑に入りたいと思います。質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:40～10:45

平山委員

2名の方、数的にはちょっと寂しいかなという思いがします。でも、その中で前向きな回答、回答と言ったらおかしいのですが、意見をいただいたということで、今後に向けての進め方というか、スムーズにいけるのかなとちょっと思いました。

村田議長

今の説明でいくと、総体的な部分でいくと反対する人はいないから、前回説明受けたときに委員の中でもこれは絶対駄目だという、そういう意見もなかったですし、必然的に小中一貫教育に方向性としては進むべき道でないかなと思うところで、逆に言うとこれは少しでも早く進めてもらったほうが、維持するという部分とか、あと中学校でいくと小学校についているエアコンはついていない、そういう部分もなるべく早く解消するにはやっぱり早く一緒になるとか、そういう部分はスピーディーに進んだほうが逆にいいのかなと思いますので、確かにいろんな部分では慎重にしなければならない部分あるかもしれませんが、トータルのゴールとしては小中一貫というところに向かって着実にスピーディーに進んでいただければいいかなと思います。答弁要りません。

阿部委員長

ほかございませんか。いいですか。(なし。の声) 私のほうから、実際小中一貫教育の案が出てきて、特段自分の周りの、同じように小学生低学年とか幼稚園の子とかが今後対象になっていきますので、そういった保護者の方からは特別これに対しての意見というのはなかったのかなと、そうなるよねというのがほとんどの方の声だったのかなと思いますし、先般、自分の関係のことを言うとあれですけれども、PTAの役員のほうをやっている、その役員会の中でも学校の先生のほうからも説明ありまして、ある程度役員の皆さんも了承していたと、了解していたと

いうことで、ただ義務教育学校、1年生から9年生なのか、その部分というのはなかなか理解という、どうなるのかなという、ちょっとまだ分からないのだというような雰囲気もありましたので、今後この案ができて策定されて、そういった中でまた今度該当する保護者の方々に伝えていただければと思います。あと、今後小学校のほうの改修等もいろいろ考えていかなければならないところもあると思いますので、その辺は小学校、中学校の関係者の方ともしっかりと協議していただきながら進めていただきたいと思います。あとは、財政的に負担にならないような、そういった方法等も考えながらぜひ進めていただきたいと思いますので、お願いをいたします。何か答弁あればお願いします。

濱野教育長 小学校1年生に入ったときに15歳の子供の姿を思い浮かべながら、小学校の先生も中学校の先生も15の姿を思い浮かべながら、いろんな活動をして授業をしてもらいたいというふうに思っています。当然保護者の皆さん、そして地域の皆さん、そして学校の皆さんにも十分説明した中で今後進めていきたいなというふうに思っています。それによっては、ちょっとだけ前倒しになるとかというようなこともあるかもしれません。そういうときにはまた皆さんにご報告しながら、説明しながら進めていきたいなというふうに考えております。どうかよろしくをお願いします。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) なければ、2件目のほうを終了したいと思います。
一回休憩します。

(休憩 10:45～10:56)

阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、3件目と4件目、空き家対策についてとその他について担当課より説明いただきたいと思います。まず、空き家対策について説明願いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

3 空き家対策について

担当課説明

説明員 大平町民課長、富樫町民生活係長

富樫課長 10:57～11:25

では、資料に基づいて説明させていただきます。空き家対策事業ということで、こちらの資料です。

まず、現計画が今年度をもって終了しますので、これまでの取組も整理し、あと法律の改正内容等々も踏まえて、また今年度、自前ですけれども、空き家調査も実施してきたという結果も踏まえて、空き家対策を総合的、計画的に実施していくために8年度から、来年度からの5年間を計画期間とする羽幌町空家等対策計画（兼空き家対策総合実施計画）を改定、策定することとし、またこの計画と併せて、空き家同様に今後増えていくということが見込まれる所有者不明土地というものの管理の適正化、それから利用の円滑化のための羽幌町所有者不明土地対策計画というものも併せて策定することしたいと思います。

補足しますと、兼空き家対策総合実施計画というのがあるのですが、これは今までの計画には入っていないのですが、これは何かというと、国の補助金を活用する際に国に対して提出が必要となる計画ということで、空家等対策計画と併せて策定できるということになっておりますので、このたび計画の中に組み込むという形となっております。それから、所有者不明土地対策計画というのは、簡単に言うと空き地対策に係るものです。一例で言うと、建設課の地籍調査事業を実施していくために、これも国庫をもらいながらやっているということで、今後求められてくる計画ということで、これも空家等対策計画と併せて策定することができるというふうにされておりますので、今回タイミングもうまく合ったというようなことで併せて策定しようとするものとなります。

それから、空き家等の状態によって、法に基づく管理不全空家等及び特定空家等の認定が必要とされる場合、それらに該当するかどうかというのを判断するための基準ということで、国のガイドラインを参酌しつつ、また迅速な判断が行えるよう、定性的な基準を主に用いた羽幌町管理不全空家等及び特定空家等の判断基準というものも策定することとします。

なお、これら計画と判断基準については、本年3月中旬、中旬と書いていますけれども、一応16日にもう既に予定して案内をしているところです。開催を予定する羽幌町空家等対策協議会に諮り、これは第1回目ということになりますけれども、必要に応じてここで意見を聞いて、修正等あれば加えた上で最終的に決定、公表したいというふうに

考えております。協議会の委員構成については、御覧のとおりになるのですけれども、10人以内ということで規則で定めていますけれども、案件によって各分野の委員の追加等々も想定し、当面この8名で組織していきたいというふうに考えて進めているところであります。

ちょっと分量多くなってくるのですけれども、計画についてまずご説明します。要点のみ説明していきますので、ご了承いただければと思います。別紙資料1のこちらを御覧ください。前提としては、計画の考え方については前計画と基本的には変わらない引き継いだ内容となります。目次めくってもらって、1ページにあるのが計画の位置づけということで、法ですとか条例、総合振興計画等に即した計画ですと。先ほど説明した国の補助金活用のために必要となる実施計画も兼ねていますということが書かれております。

それから、2ページ目、それから3ページ目には計画対象地区、これは町内全域ということで、それから3つのこの計画の基本方針ということで、適切な管理の促進、利活用の促進、管理不全な空き家等の解消ということで掲げております。

そして、3ページ目も、上のほうにあるのですけれども、(4)、空き家対策総合実施計画の目標というふうに記載していますのが、先ほども言いましたけれども、国の補助金活用のために記載している目標と捉えておいていただければと思います。ただし、これらは具体的な物件ですとか棟数というものを想定しているものではありませんので、あくまで案件が生じた際に対応できるようにここに記載しているものとなります。

続いて、計画期間については、先ほども説明しましたけれども、令和8年4月から令和13年3月までの5年間ということで、3ページの後段から6ページ、ちょっと飛びますけれども、上段までは、調査、それから適切な管理、活用に係る事項になります。説明は省略します。

6ページの中段から8ページの中段ぐらいまでは、特定空き家等の認定の手順、それから措置について記載しておりまして、特定空き家等の判断ですとか、認定後の措置の実施、また条例に基づく緊急安全措置というものについても記載してあります。

また飛びまして、8ページ中段から11ページの上段ぐらいまでについては、相談窓口、それから実施体制、庁内の実施体制も含まれています。その他の事項ということで記載しておりますけれども、これも説明は省略したいと思います。

最後に、11ページのほうに参考資料ということで載せてあるのが本年度調査してきた空き家の戸数と、建物の戸数となります。合計で416戸というふうになっていて、前計画何戸だったかという190戸、全体の戸数については書いてあります。約220戸増えているというふうになりますけれども、これはこの5年間で一気に増えたというものではな

くて、前計画の戸数自体が平成28年当時に確認した戸数から基本的には解体等で減らしていく一方だったということで、新規の新たな掘り出しというのがなかなかできてこなかったのも、そういった部分が加えられてこなかったために今回一気に増えたという形になりますので、そこはちょっとご了承いただければというふうに思っています。この空き家については、おおむね1年間使用されていないということが確認できる物件の数となります。空き家かどうかの判定、確認については、外観で明らかに電気メーターがついていないだとか、そういった部分、外観で判断できるものはそうですし、できない場合については水道の使用状況、開閉栓の状況を照会し、1戸ずつです。それで、おおむね1年使われていないというような判断ができるものについては空き家として判断しているというふうになります。また、留意いただきたいのは、空き家については所有者の事情で増えたり減ったりということが日常起き得る。さらに把握もしづらいというようなことで、おおむねどこの自治体に関しても5年なり10年のスパンで新規の空き家の調査をかけていると、空き家の計画の改定に併せて調査をしているという形になっています。なので、まだあるでしょうと言われたら、もしかしたら増えているものもあるかもしれませんので、現時点で把握している総数ということで押さえていただければと思います。

前回は、前計画は戸数を記載するときに一応1次判定というように形で外観の区分で危険度合いで判断、A、B、C、D、Eという形で区分はしてはいたのですが、それについても明確なことが言えない区分でもあるので、今回についてはそこまでは載せなかったということになります。ただし、一応内部では1次判定という形では押さえているという形になりますので、それらを踏まえた上で今後悪いものから何らか手をつけていきたいというふうに考えているところです。

それから、12ページから13ページまでには羽幌町所有者不明土地対策計画ということで、不動産登記情報で所有者分からないような土地というのは管理不全状態になりやすいので、管理の適正化、利用の円滑化を図る必要があるということで定めています。

13ページには、一例ということで一つの事業の例として国の補助金を活用した地籍調査を行うことなども記載しているというものとなります。

羽幌町空き家等対策計画の説明は、ちょっと省略多かったですけれども、以上となります。

続きまして、別紙資料の2をお開きください。いわゆる特定空き家等の判断基準になります。これも要点のみ説明していきます。3ページ目をちょっと御覧ください。判断の手順という形で書いてあると思います。これは、例えば原野地区なんかで周辺に住宅、道路ないような状態で空き家が特定空き家に例えば本当にぼろぼろで崩れて該当したとし

ても、周辺に影響を及ぼすことが想定されにくいという場合が往々にあるということで、こうした空き家については対応を行う優先度が相対的に低いというようなことから、まずは調査1って書いているところで、空き家等の立地状況を整理、調査検討していく流れとなっています。そして、立地状況等を見て①から③に該当しない場合については、これは管理不全空き家等には該当しないということとして、それ以降の調査は行わないものとする流れとなります。また、対応の緊急度、それから措置の必要性を確認するため、倒壊の状況、倒壊の危険性についても併せて調査1で調査検討していきます。調査1で周辺に影響を及ぼす可能性がある判断された空き家等については、調査2のほうに移行し、空き家等の物的状態がいずれかの状態にあるか否かというものを判断していきます。判断した中で、緊急の対応が必要と判断される項目が1個以上あれば特定空き家の候補ということとし、経過観察が必要と判断される項目が1個以上ある場合については管理不全空き家等候補ということで、その後協議会の判断を加えて、最終的に町長がそれら意見を踏まえ判断して、特定空き等に認定していくという流れを想定しております。

4ページには、それら認定までの流れ、これ図示したものとなっていきます。それ以降の措置の流れというのをそれぞれ、例えば特定空き家に認定されたら助言、指導に進む、勧告に進む等々の流れを記載しているものとなります。なお、お配りしている計画とか基準案にはこれまだ記載してはいないのですけれども、協議会の意見も踏まえまして、例えば一般住宅と比べて構造が明らかに異なるような大規模な建築物、実際あります。そういった部分を判定するときについては、これ国費も多額になるというような部分が見込まれますし、そういった部分に堪えられるように、例えば北海道が定める市町村による特定空き家の判断の手引というものが、実は詳細な調査をする手引もあるので、そういった部分を参考とするなど、個別にこの基準によらず判断することもあり得るというようなことで付記していきたいなというふうに思います。ただし、原則お示ししている基準案で判定できるような形で考えていきたいと思っております。

基準案については、説明は以上となります。

それ以降、それぞれの実地点検調査していくときのチェックシートを載せてあります。

元の資料に戻っていただいて、次2ページ目に行きます。裏面です。(2)、町中空き建築物（旧宮坂デパート）除却可能性の検討ということで、まずアの建築物の概要、名称等は御覧のとおりとなります。所有等情報ということで、これも皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、この宮坂商事株式会社については平成19年10月に破産手続を開始し、翌年10月にその手続が終了していると。いろいろ書いていますけれども、この土地も建物についても現状は破産財団から放棄されているというようなことで、宮坂商事株式会社のほうに、実態はないですけれども、戻っているという状態となっています。

ということで、観念的には宮坂商事株式会社のものということになっております。また、土地もそうですし、建物、土地については担保権利者が存在するものとなっております。これらは、従来から整理されてきた事項となります。

続いて、イの除却費用の概定になりますけれども、長年放置され、町民の安全を担保するため、行政としてこれまで必要最小限の措置を行ってきた宮坂デパートについて、今後の除却可能性を検討するためにはまずは目安となる費用を概算でも把握するということが必要となるので、今年度道内事業者から概算見積もりを取ったところであります。ただ、この概算見積もりについては机上によるものとなります。それから、この見積額の一部については建設課で概算設計しているものも含まれます。この見積もりについては、別途算定、要する経費、実は含まれていまして、その一部の算定がまだできていないというようなことで、あくまで現時点における除却に係る最低限かかる費用ということで最低除却費用という形にさせてもらっています。仮に除却の可能性が高まったというときには、詳細な実施設計が必要となっていきます。実施設計した場合に技術的に困難な部分がもしかしたら出てくるかもしれませんし、実施時期によっては工事費用についてもさらなる高騰ということにも留意していく必要があるのかなというふうに現状では考えているところです。最低除却費用の金額が消費税を含みまして現状分かっている金額で1億4,274万円となっております。費用に含まれる工事については、書いているとおり、解体工事、アスベスト除去工事、くい抜き工事等々ということで、見積条件として示されているものとして今まで出てきていない費用がこれなのですけれども、内外部設備撤去工事費用は含まない、それからくい撤去についてはオープンカットできる敷地が必要、それから見積り以外の工事が発生した場合についても別途見積りが必要、また概算見積もりであるというようなことが付記されているということになります。

これらを踏まえまして、ウの今後の対応方針、道筋になりますけれども、この事案については長年の懸案事項であるということを踏まえて、法に基づきまして昨年度から本町の空き家対策を推進するため整備してきた枠組み、先ほども説明しました計画、基準も含めてですけれども、それらを使いながら以下の事項を着実に進め、除却等による対応に一定の道筋をつけていきたいと考えています。まずは、(ア)です。3ページになりますけれども、特定空家等への認定の検討ということで、これが今後の重要なまずは先に出てくるポイントになるのかなというふうに思っていますので、まず特定空家になるかどうかという調査、必要な調査を行い、判断、認定していくという流れとなっております。そして、仮に特定空家としてこの建物が認定された場合については、権利関係者への説明、交渉、それから除却方法、工事の検討、また例えば代執行という形になった場合については略式代執行が可能なのかなのかという具体的な検討、それから国庫

補助等の財源の検討も併せて要望も含めて行っていく流れになろうかなと考えております。

参考までに、ちょっと印刷の関係で見づらい部分あると思うのですが、下にポンチ絵載せてあるのが国の空き家対策総合支援事業という活用が考えられるメニューとしてこの事業ということになります。特定空家等の除却を市区町村が実施した場合、ここは国の補助金が2分の1以内という補助率となっているというものです。これについては、基本的には略式代執行というのが要は所有者がいなくて費用が回収できないというのが条件なのです。回収できないから、国が補填するというような考え方になります。ただし、今若干その辺も緩くなってきていて、所有者が分かっているけど資力がないとか、そういった部分に関する行政代執行についても緊急代執行についても対象になってきているというような国の補助メニューとなっております。そして、場合としては(ウ)、特定空家等としての認定が困難な場合、これについても調査の結果あり得るものですので、その場合については条例で定めた緊急安全措置による危険箇所の一部解体、例えば屋上の看板ですとか、そういった部分の一部の解体等の検討ですとか、そのほか除却等の方法の検討を行っていくことになるものと考えております。

以上が現時点でお示しできる宮坂デパートの対応方針となりますけれども、恐らく気になるのはスケジュール感なのかなというふうに思っています。ただ、これは今説明しましたがけれども、あくまで特定空家になるかどうかということによって対応が変わってくるというものですので、それがどれぐらい時間を要するものか次第かなというふうに考えております。仮に特定空家になったとしても、その後の権利者の交渉ですとか、何より費用回収が困難な物件であることは間違いないと思いますので、除却費用の問題なども当然不透明な部分も多いですし、ですので今の段階で明確にいつ、こういうふうにやっていくというようなことは言えないということをご理解いただければと思います。とはいえ、外観の状態、皆さんもご存じだと思いますし、町中にある影響の大きい物件ということからも、可能な限り速やかに進めていく必要がある物件の一つと捉えているところでありますし、時間は皆さんが想定しているよりもかかっているかもしれませんが、昨年から法に基づいて状態の悪い空き家への対処ができるように必要な枠組みを順に着実に整えてきたところでありますので、その枠組みを基に具体的に今後動いていけるというような状態になったのかなというふうに考えているところです。羽幌町にとって初めて当然代執行等々になってくると、着手する試みになりますので、慎重かつ丁寧に、弁護士等々の知見も踏まえながら、手続も細かく確認をしながら着実に進めていきたいというふうに考えているところであります。

(2) については以上です。

続いて、まだ空き家は続くのですけれども、4ページ目から5ページ目にかけて、(3)の条例に基づく緊急安全措置、事例ということでご報告させていただきます。まず、アの今年度の令和7年度緊急安全措置の実績ということで、現時点までの実績なのですけれども、事案1というふうにあるのが、これは7月に空き店舗の外壁モルタルの一部撤去を行ったものとなります。外壁といっても角にある部分です。このモルタルが実は相当分厚いもので、上から落ちてきて頭に当たったら即死するぐらいの相当な重量があるものとなります。これ実はおとしにも、向かって右側というのですか、浜側というか、そちら側の同じような逆側の角のモルタルが剥がれて、たまたま誰もいないときに落ちたのですけれども、それもかなり危険な状態だったので、その前年にも同じような形で措置させていただいております。今回それが1年たって逆側もかなり浮きが激しくなっていて、状態が非常に悪いと、地域の方、近くの方から連絡があって見に行って、これはもうほっておけないというようなことで、業者に即頼んで落としてもらったというのがこの措置の一つです。費用については、所有者に直接このときすぐ連絡つかなかったもので、後日通知をして請求したところ、支払っていただいたというような形となっています。金額的には6万3,800円ということです。

また、事案2ということで、これは10月に栄町の空き家の、これは所有者不存在の物件になるのですけれども、強風でトタンが浮き上がったということで、これも裏側に住まわれている近所の方から通報があって、実際確認して、消防署のほうにこれも依頼をして、これは低気圧が来た後だったのですけれども、木材を打ちつけて措置したという形のものとなります。今年度まだこれからもしかしたら、当然雪解け、今屋根雪が一気にこの暖気で落ちてきているところもあって、この3連休も1件、実はあった。特別被害はなかったのですけれども、そういうような通報があって、実際確認しに行くと呼ばれて、行って対応しているところがあります。具体的に何かをやったということはないのですけれども、注意喚起等々をしているところもあります。

5ページ目として、イ、令和8年度緊急安全措置の検討事案ということで書かせてもらっていますけれども、恐らくこの写真を見れば皆さんどこの物件か分かるぐらい、これもかねてから倒壊したまま放置されている倉庫となります。これは、所有者は確知しています、住所、氏名。ただ、今までもアンケート、それから適正管理の通知というのはずっとしてきておりますけれども、回答がないと、一切音沙汰がないという状況となっております。検討する措置ということで、建物は、これは重機で解体し、それらを防護ネットで覆うという形を考えています。下にある、これもちょっと見づらくもしませんけれども、写真がほかの自治体が条例に基づく緊急安全措置で実施した事例ということで、こういうようなイメージになります。潰して、上から飛散しないようにネットをかける

という形になっています。緊急安全措置ができる限界というか、撤去までとなるとなかなかここは難しいかなというふうに考えておりますので、まずはこの雪解け後の状況を踏まえて考えていきたいと思っておりますけれども、検討する理由としては近隣住民からこれまで複数回相談が寄せられているということと、建物の崩壊についても年々確認していますけれども、徐々にやっぱり進んでいるというようなことで、住宅地でもありますし、かつ幹線道路にも近い、高校にも当然近いです。崩壊した建築資材等が強風で飛散した場合、道路通行者ですとか近隣に大きな被害が及ぶおそれがあるということになります。ですが、雪解け後に状況を見て、さらに状態が悪化するなど、現時点でも危ないといえは危ないのですけれども、措置の実施が必要と判断された場合については事前に所有者には通知をした上で対応状況を踏まえて最終検討したいと思っております。なお、措置するものに備えて措置費用、委託料の88万円については新年度の当初予算ということで空き家対策事業の一つとして要求させていただいているものとなります。

続いて、6 ページの上段にあるのですけれども、これは（４）、直近５年間の羽幌町空き家対策補助金実績ということで、今年度まだ見込みではあるのですけれども、改修がＲ７、６件、324万8,000円、解体が31件で1,509万6,000円、合計で37件、1,834万4,000円となっております。まだ改修のほうが未完了が１件あるという状態となっておりますが、そこも見込みとしてほぼ完了したというようなことですので、確定そろそろされるというものとなります。

ちょっと長々とあれだったのですけれども、１件目の空き家対策事業については以上となります。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質問のある方は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 11:25～13:44

磯野副委員長 多分町民の中で一番空き家対策気にしているのは、やっぱり宮坂の件だと思うのです。今説明を聞いたところですが、ずっともう10年以上も問題になっているのですけれども、先ほど説明があったように、ここにも書いてあるのですけれども、除却等による対応に一定の道筋をつけていきたいということなのですから、なかなか相手のあることなので、行政としては難しいのだろうとは思いますが、それで、この中でち

よっと気になったのは、特定空家の認定受けた場合に国のほうから2分の1補助率、それから市町村2分の1とあるのですけれども、その前段で例えばアのところで外観調査だとかに委託調査をしなければならない、専門家にしなければならない。必要に応じて次のイでも権利関係者に必要に応じて専門家へ委託しなければならない。その次に下のほうでも実施設計しなければならないとかということになると、これらの委託費だとか設計費だとか、そういうのというのは仮になったときに国の2分の1の補助の中に入るのか、それとも全く別個で払わなければならないということでしょうか。

富樫係長

今磯野委員言われた部分の経費という、細かく分けていくと、例えば特定空家に認定するための調査をまず行うというところを例えば建築士さんに委託するという経費はどうなのだと、そこについてはちょっと微妙なところがあります。メニューの中にちょっと見込めないところもあるので、具体的に照会をかけていかないと何とも言えないところはあるかなと思います。あまりそこまで委託するということはめったにないのかなというふうには思って、そこについては今後詰めて確認していく必要があるかなと思います。それ以外の例えば実施設計に係る費用、それから弁護士さんに相談する費用等々については国のメニューとして実はありますので、計画の3ページ目を御覧いただければ、さっき説明しました実施計画の目標と書いている中に一応現時点で想定される国の補助メニューにあるものというのは実はここにもうあらかた、使うかどうか分からないのですけれども、書かせてもらっています。というのは、実際使う段になってこの計画足せと言われてもなかなか難しい部分があるので、それはあらかじめ、使うかどうか分かりませんが、使いそうなメニューについては実はここに書いているというところで、弁護士さんの費用もそうですし、実施設計に係る費用に関しては特定空家等の除却に係る測量試験等と書いている部分がそれに当たる経費となりますので、ただしもしかすると除却と同じ年でないと駄目だよとか、そういった制限というのは出てくるかもしれませんが、一応メニューの中にはあるということになります。

磯野副委員長 仮に決まったとして、左側に2ページに最低として1億4,200万、これが

最低なので、例えば2億かかったとして、国が2分の1、1億超が、市町村2分の1って、やっぱり1億という金になるとこれはなかなかそう簡単に右から左ということにならないのですけれども、こういうものに対しては例えば起債のメニューにあるだとか、全くなくて、生で出さなければならぬのかというのは、2分の1というのは。

富樫係長 町が持ち出す分ということに対する部分については、一応空き家対策というのは特交の対象になっていますので、5割から8割の充当、たしか0.5だったと思うのですけれども、特交措置にはなっています、空き家対策の費用については。

磯野副委員長 多分鉄筋なので、そう簡単にあれが壊れるということはないのだと思うのです。今心配なのは壁面がどうのこうのという話で、これはなかなかこの対策を進めていく中でそう簡単にはいかないと思うのですけれども、それは何かあったときは従前どおり町である程度緊急措置みたいな、そういう形でやっていくという方向でよろしいのですか。

富樫係長 従来民法上の事務管理という根拠で手がけてきていたのもあるのですけれども、事務管理という部分でいけば恐らく一回手かけたらかけ続けなければならないというものです。かつ、今緊急安全措置という形で昨年条例の中で、それに代わるというわけではないのですけれども、ある意味根拠を持って対応できるような形で根拠をつくりましたので、それに基づいてやっていくしかないだろうというふうには考えています。

磯野副委員長 僕らも全然そういうことに素人なので、考えられる今後の例えばガラスだとか、そういうものって町としては考えられることって何かあるのですか、緊急でこれは危ないとか。

富樫係長 これも実際今調査かけていく形になりますので、そこが明るみになるのかなというふうには思っています。我々素人目で判断したところで明確に答えられるあれはないので、何とも言えませんけれども、ただ外から見ただけでもかなり外壁については浮きが出てきているところもありますし、一番強風でおっかないなと思うのが、状態が見れないので何

とも言えませんが、屋上の看板等々です。あとは、ガラスの問題もあると思います。そういった部分については、明らかに老朽化しているのは間違いないと思いますので、場合によっては手かけながら、そこにもしかしたら最終的に代執行とかという形に流れとしてはなるかも、まだ分かりませんが、そうなるまでの間も手はかけていかなければならないかなというふうには思っています。

磯野副委員長 全く素人考えなのですが、例えばビルごとネットで全部囲ってしまうという考えというのは全く不可能ですか。そうすれば取りあえず落ちてくるものは、工事現場なんかそうです。みんなネットで取りあえず囲ってしまえば落ちて外には落ちないという、そういうのがあるのですけれども。

富樫係長 これも恐らく先ほど説明しました特定空家にならなかった場合の想定される措置の一つなのかなというふうに考えています。特定空家になったからといって倒壊の即効性というか、すぐ緊急性がもしなければ、全て解体すべきなのかという議論も恐らくあるでしょうし、その辺は特定空家になるかどうかによってでき得る方法というのは考えていかなければならないかなというふうに思いますけれども、それも一つの策かなというふうに考えています。

平山委員 今後の対応方針の中で、昨年度より対策を推進してきているという説明がありました。それで、今後の推進なのですが、認定の検討についてアの部分では特定空家等への認定の検討ということで4点が出ていますけれども、これ調査ということになるのですが、この調査に手をつけると言ったらおかしいのですけれども、いつ頃からの予定をしているのか、大体どのぐらいの期間をかけて認定まで、認定というか、できるかできないか考えているのか。

富樫係長 いつやるというのがなかなかあれなのですが、ただ現状こういった建築物を調査するに当たって、建築士さんに関しても第三者の目線での判断というのが恐らく必要だろうというようなところで、ちょっと外部の建築士さんのほうに打診している段階です。ただ、どれぐらいの費

用面でどれぐらいのスパンでできるかというのもちょっと今検討中ですので、そこがまとまれば早い段階で、当然費用もかかってくると思うので、当初予算にはその部分というのは全く上げていないところですので、補正等々、必要があれば上げさせてもらいながらやっていきたいというふうに思っていますし、ただこの基準ができていけば新年度から着手はできるのかなというふうには考えておりますので、そこは具体的な動きとして新年度中にできれば本当は望ましいのですけれども、ただし新年度いっぱい全部やるぞということが今時点では約束できないので、ただ早く速やかにやっていきたいというふうには考えています。

平山委員 今新年度の中でできればやっていきたいというご答弁です。本当にこの宮坂問題、もう10年以上かかっていますし、やはりかなり老朽化も進んでいますし、町民の不安、最近ちょっと静かになっているかなと思うのですが、やはりこれは一つの建物、大きな町としての問題だと思います。少しずつ今進んできたということで安心はしていますが、できるだけ早めにと言ったらおかしいのですけれども、要望として、決着ではないのですけれども、結論出していただきたいなというお願いです。

村田議長 宮坂のビルのことでなくて、特定空家の判断基準のところでは3ページか、一番最初の上に空き家の立地状況というところの緑で1、2、3のいずれも該当しない場合は特定空家等には該当させないというところがあって、先ほどの説明でいくと近隣に住宅がないだとか、飛散等の危険が生じることはないとかというふうになっていて、実際に想定されるここでいくと空き家であっても特定空家には該当させないのだという、实际的に地域なりなんなりというところでいくと判断材料が難しいと言ったらいいのか、そこら辺が明確でないような気がして、この1、2、3に当てはまれば特定空家に該当になっていく可能性が十分あるのですけれども、該当しないという部分にするための見目で立地条件の建っている場所とか、いろいろあると思うのですけれども、そこら辺は私としてはよく理解できないので、もうちょっと明確に判断するものがないのか、これしかないのか、ちょっとそこら辺分からないので、中身的なものはどうなのか、もしもあれば。

富樫係長

ここでこういうふうな今議長言われた部分のところにした理由というのは、例えばこれが100件、200件、古くなった空き家がありますといったときに、どうしても優先順位つけていかなければならないという形になると思います。全て認定して同じ対応していけるかというと、現実難しいところが、これはしていかなければならない部分当然あるのですけれども、優先順位はつけていかなければならない。そういったときに本当にもう朽ち果てそうな家屋が、一例として原野地区と言わせてもらいましたけれども、本当の山奥にある家で、そういったもの、腐朽しているけれども、こんなの指導していくのというところを一時的に判定していきたいという思惑があります。今言われた議長が具体的にではこれのそれぞれの基準はというところは、それでいけば全てに対して同じように言えるのかなというふうな基準になっているのです、実は。定性的なと言ったのはそういうところで、いわゆる定量的な判断というのは数値化する部分になると思います。そうなるのかなり硬直化するという部分も実はあって、ちょっと客観的な目線でいけば本当根拠は何なのというところ突っ込まれる部分が相当あると思うのです。ただ、数値化することによって逆に認定したい部分もしづらくなってくるというところも実はあって、徐々にそういう自治体が今見ていると増えてきている。数値化で細かい、例えば建築士がやらないと見れないような判断基準というのが徐々に変えられてきている市町村も実はあって、ちょっと簡素過ぎるという部分もあるのですけれども、ある程度の基準、こういった部分でこうやってやるというような基準がないとまさに今までと同じように進んでいかないというようなことがあって、ある程度、我々素人目ではないですけれども、それなりの基準を持って判断していくためにしやすい基準というようなことを優先して考えたというのもあるので、細かく1つずつの根拠と言われるとちょっとお示しできないというのが本当のところかなというふうには思っています。

村田議長

確かに難しい判断、先ほど例を言った、どこかに空き家があって、住宅だとか納屋だとかは別としても、空き家があって、周りは何もないというのであれば確かに誰にも迷惑はかけないのかなと思うのですけれども、逆に言うと自分たち原野地区でいくと住宅とかはないのだけれども、周りに農地があるという場合はこの部分でいくと外されては困るという部分、

実際にある話でいくと、屋根とかが飛散し出すと畑に鉄板なりなんなりが入って、麦の収穫するときにその鉄板と一緒に機械に入ってしまうとかということが実際にあるので、必ず春先とか、そうでないときに拾って歩くという仕事をしなければならないという、これは実際にある話で、だから基準の中に原野地区の中でも住宅でなくてもそういう建物があって、そういう場合の部分、多分大概の人はそのとき、そのとき拾っているのだと思うのです。実際私もそうやって拾っているのです、またそういう判断基準の中でそういう部分をきちんと特定空家の部分なのですよというところは入れておいてもらって、先ほど富樫係長が言ったように優先順位というのは当然あるので、そこは確かに優先順位としては高くはないのかもしれないのですけれども、そういうところも実際にはあるというのは、正直私の中でも実際にやっていますので、そういうのは見落とさないで、最初の中に空き家の400戸のうちに原野地区にも結構な件数、何十戸もあるので、これはそういう部分は含めて見ていってもらわないと困るのかなというのがちょっと思っただけの質問でした。

富樫係長 今議長から言われた意見を踏まえて、確かになというところが、思うところがありますし、そういう話も実際今までも聞いたことがありますので、実際この③に該当するかどうかかなというふうに聞いていて考えていたところです。周辺に危険が生じることが予見される。農地で作業されている方にそういった部分が予見される部分で被害があればここには該当してくるのではないかなというふうには思いますし、そこが明記してほしいということになれば、今回の意見も踏まえてこれを足すということも一つかなというふうに、特に今回お話しさせてもらっているのは、こういう基準に対するこういう意見をお伺いしたい。さらに、足りない部分については今後足していきたいというふうに考えていますので、ご意見を踏まえて記載を考えたいというふうに思います。

村田議長 分かりました。そのようなこと、町の中だけでなく、そういう全体的な部分でいくとあるということで、よろしくお願ひしたいと思います。もう一点、ここの話になるかどうかちょっと分からないのですけれども、今町有財産の中で除却対応になっているような建物、そこら辺のこれは町が所有者という部分でいくとちょっとここに当てはまらないような気

もするのだけれども、管理がおろそかになっているようなものがあるのではないかなと思っていて、これはここの対象にはどう転んでもならないというのは分かっていると言っているのですけれども、なるなんていうことは思っていないです。ただ、それは除却対象だったら財務のほうにいつてしまうのかもしれないけれども、この辺もうちょっと見てもらわないと困るかなというのを思ったものだから。

阿部委員長 町有財産については、財務課のほうでやられている。

村田議長 除却対象になってしまうとそうになってしまう。

阿部委員長 公共施設マネジメント計画でやっていて、町民課のほうで答えられる部分としては町民課の施設ぐらいのことだと思います。

村田議長 ここの質問になっているかどうかということ自体が違うような気がする。

富樫係長 基本的には、今言われたように財務課の管財係で用途廃止した例えば集会施設だとか、そういう部分に関しては財務課のほうで計画立てて除却検討していつているというような形になろうかと思います。議長言われたこういうのはメニューにあるのということになるのかなと一つ思うのですけれども、実は空き家の除却に関するというのも徐々に国費広がってきていて、調べている限りではちょっと含まれるというニュアンスもあるのです、町有施設。ただし、いろんな条件があると思います。町有施設だけ除却するのは駄目だによって明らかに書いているのです、実は当該年度で。1年の話、この1年間で町有施設だけ除却するのだったら、この補助金は使えません。何かと一緒にやるのだったかもしれない可能性はあるかもしれないというのは、これは横に書いているので、ただし細かく調べていかないと要件がどういうものが対象なのか、あと跡地要件があるというのが結構こういう補助金ってあるので、跡地として何かに活用する計画がないと対象にしませんとか、これも往々にしてありますので、そういった部分を探りながらでないとこれが使えるとはなかまだ言えない部分だと思いますけれども、一応町有施設が対象に含まれるという書き方は実はされているメニューもあります。

村田議長 すみません、ちょっとこの場で合わないような質問だったのです。逆に言うと、どういうものを使おうが、補助金使おうが起債でソフト事業でやろうが、町有財産を壊さなければならないのは壊さなければねというところにきているものが結構あるものだから、すみません、変な質問しました。

先ほどの空き家対策の部分の協議会の関係の中で、こういうものを開催予定であるというところで、この構成メンバーの中に書いてあるのですけれども、当然会長は町長でオーケーなのですけれども、あとの部分でいくと、書いてあるのですけれども、本当にこういう人方がここに入ってくれるのかどうなのかというところでいくと、何も機関が入っていないところもあったり、私としては何か分かりづらいと思います。もう選定して候補的な部分で、ここには10名以内って書いてあるのですけれども、大体この中身的な部分の構成メンバーって決まっているのかどうなのか。

富樫係長 一応ここに書かれている構成員、名前までは書いていないのですけれども、4番目の宅建業協会の留萌分区に関しては、分区長という方もいらっしゃるのですけれども、その方がいいのか、もしくはその傘下に不動産屋さん何件かいますので、実務に携わっている方でもいいので、その方を出してくださいということで今依頼しているところです。それ以外に関しては、もう確定しているところです。直接案内差し上げている状態になります。

村田議長 宮坂ビルの関係で解体、要は除却に進んで代執行した場合の補助率、先ほどちょっと、副委員長だったかな、説明した中で町村の2分の1というところの中身で起債たしか使える。何かその説明があったのがちょっと分かりづらかったので、もう一回そこ、町の部分。

富樫係長 国が例えば2分の1入りました。残り2分の1の負担に関する部分ですよね。

村田議長 そうです。

富樫係長 そこに関しては、特交の対象となっています。そこは、算入率が8割だったか5割だったか、ちょっとあれなのですけれども、特交の対象にはなるというふうには確認しています。

村田議長 先ほど特交の充当割合が5から8だかという数字だったのですね。

富樫係長 そうです。

村田議長 どういう言い方すればいいのか分からないですけれども、結局何かを特定空家にして代執行するという段階のときに例えば今でいう宮坂ビルは回収は絶対不可能ですということが証明できればおのずと特交で最低5割は特交として国から来るという、財源の割合としてそれを交付されるという確証がもらえる段階はどこなのか。

大平課長 まず、先ほどうちの係長から説明していて、特定空家になるかどうかから始まっていくのですけれども、特定空家になりました。そうすると、うちのほうでは実施設計やったりなんなりとちょっと時間かかってしまうのですけれども、国庫補助金申請をかけるとなった段階で、補助が2分の1つきますとなった段階で、そこについては残った分うちが負担して、特別交付税の申請、毎年同じような時期に来ているのですけれども、そのときに申請を上げると、補助対象になっていて、補助決定がしていて、残った分これで払いますとなっていれば、そこはその年度、払う年度の特別交付税として、これについてはルール分という形で必ず入ってくる、何割ってなっている部分は絶対入ってくる部分なので、そこについてはかかった経費が分かって、国庫補助金が決まって、残った分が羽幌町で負担部分ですよとなれば、そこは必ず入ってくる部分になりますので、入るかな、入らないかなという形にはならない。国庫補助が決まればおのずと残った分についての特別交付税も該当になるというふうに、簡単な話しするとそういうふうに捉えておいてもらえればいいかなと。

村田議長 分かりました。そしたら、先ほど言った8とか5のその部分の考え方はどういうことなのか。

大平課長 この委員会のときに僕確認すればよかったのですが、ルール分で幾らという部分が確認しないままできてしまっていますので、それについてはもともと交付税のルール分ということでいくと、この事業費に対しては何割特別交付税で見ますよというのは決まっていますので、それちょっと財務のほうに確認すれば少なくとも今年度これだけというやつが出てきますので、今手持ちにある分でいくと措置率が0.5で財政力に応じて補正ってなっていますので、少なくとも0.5、あと財政力が高いか低いか、うちでいくと大分財政力指数低いので、それに依じて若干プラスアルファがあるという形で書きぶりしていますので、それについてはちょっとそこは財務のほうに確認しないと正確な数字出せませんけれども、最低でも0.5、それに財政力が弱いと補正で増えてきますので、もうちょっといくのかなというふうには思います。

磯野副委員長 先ほど説明あった土地所有者不明土地の部分でちょっと教えてほしいのですが、所有者不明というのは要するに土地台帳見たら所有者は分かっているけれども、その人が死んでいるか生きているか分からないのと、例えば消息も分からないので不明なのか、それとも全く所有者ないのか。

大平課長 今委員言われたのも全部そうですし、基本的に不動産登記見ても所有者分からないというような、もう相当前に亡くなっている方の名義になっているとか、そういった部分が非常に多いというようなことで、そういった部分を解決していくために、例えば国の今制度としても全部土地をきれいにしてくれたら国として引き受けますよという制度もできてきたりしていますので、そういったものも一つなのかなと思います。

阿部委員長 暫時休憩して、再開午後1時半からにします。休憩します。

(休憩 11:57～13:28)

阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

磯野副委員長 先ほどの続きになります。不明者の土地利用に関してなのですけれども、13ページのほうに空き家バンク制度などを通じて空き地の利活用の促進や利活用希望者とのマッチングを行いますと出ています。例えば前段で聞いた全く所有者が分からない場合に町が入ってマッチングするという、その土地を何か法的に例えば5年たったら自由にしていよいよとか、10年たったらとかって、そういう法的な部分というのはあるのですか。

富樫係長 今ここに書いているものは、現状住宅解体した後だとか、不動産屋さんなので、土地を載せてほしいという要望に対して空き家バンクの中に土地部門というのを設けて載せているというのが現状です。なので、そういった部分までを拾ってきて載せるかというのは今後検討していく中の一つになるのかなと思うのですけれども、現状については所有者がいて、そういった方々からの要請を基に空き家バンクに載せているというところかなと思います。

磯野副委員長 例えば本当に分からなかった場合、そういう法的なものはないのですね、10年たったら、もうそれは町が自由にしていよいよとか、全く税金も支払われていない、誰なのかが分からないというのが1つと、分かっているけれども、もうその人は既にいなくて、相続人も全然連絡も取れなくて、誰なのかが分からない、そのまんまという土地を例えば町が使いたいといったときは、やっぱりそれは無理だということなのか。

富樫係長 法的にそういった場合に裁判所に管財人申し立てて、申立人としてはなり得るだろうというふうになってきていますので、町が例えば有効活用したいなという土地があって、そういった場合に対応できるようなやり方というのはできてはきていますけれども、10年ほっておいたから町のものになるとかというものはないと思います。

村田議長 今の土地対策の計画の中に、12ページの一番上の（2）に、対象は羽幌町全域は分かるのですけれども、低未利用土地という、この部分の言葉の意味がちょっと分からないので、まずここを説明していただきたい。

富樫係長 手持ちで細かい資料を今持ち合わせてはいないのですけれども、先ほど

言いました不動産登記情報で所有者が分からないような土地ですとか、あと実際にほかの住宅地だとか敷地以外にそれとして使われていない利用が低い、利活用が低いというのですかね、ほかと比較して低い土地というのがこれに含まれるというふうに法的には言われているものと思います。ちょっと分かりづらいのですけれども。

村田議長 何となく一般的に言う町なかに、そういう空き地とか住宅壊した後とかの所在が分からなくなったような部分、よく問題になるのが山林の切り売りで所有者が分からない山があるってよく問題になったりする。その部分は、完全にもうここからは外れるということでもいいのですか。今の説明でいくと多分外れるのではないかなというニュアンスで取ったのですけれども。

富樫係長 申し訳ありません、明確に入る、入らないって今ちょっと答えにくいのですけれども、山林も含めて地籍調査なんかは入っていると思いますので、恐らく地籍調査として進めていくに当たってこういう制度を活用してうまく土地を把握できるようにということも一つだと思うので、入るのではないかなというふうにはちょっと思っていたのですけれども、その辺明確にはお答えできなくて申し訳ありませんけれども。

村田議長 この部分はやめます。
先ほど磯野副委員長からもあったのですけれども、利活用の検討促進という言葉の中に、先ほど言ったように税金が払われていないから、町の土地にはならないという、そこは当然そうだと思うのですけれども、利活用という部分に関しては、先ほど言った空き家バンクに登録してもらって誰か欲しい人いないかということを促すぐらいのことが利活用なのか、あと例えば所有者の氏名も分からなくて、草ぼうぼうになってきていて、管理もされていないというところに、この間商工会の役員さんとの意見交換のときに、官の町有地の空き地でなくて民地の空き地も雪捨て場という、駄目なのですかねという、そういうお話がちょっとあって、それも難しいですよねということは難しいのですけれども、所有者不明土地の利活用検討促進とかという、こんな文言がついているとそれをちょっと思い出してしまって、逆に言うと町有地にしなくても、所在が分

からないし、雑種地みたくなって草ぼうぼうになっているようなところは税金も納められていないでしょうし、分からないということなので、違う利用方法を検討するということも入るのか、入らないのか、これも分からないので、分かる範囲でいいので。

富樫係長 基本的に書かれている13ページの3つ目に書いているのは、所有者分かっている部分については所有者の利活用を促すと。全般的に申し上げますと、具体的な事業というのは今のところ役場の中でいえばかなり各課にまたがる部分になるのかなというふうに思っていますし、その中で今現状の考えられる事業というのですかね、を載せているのが空き家バンクだとか地籍調査ということで、具体的にそれらをどうしていこうというところは書いていないのですけれども、今後そこは煮詰めていって、必要に応じてこういった計画の中に本当に事業としてやるのであれば盛り込んでいって今後検討を進めていく内容なのかなというふうには考えております。

村田議長 地籍調査という話も出たのですけれども、私が説明したした下、ウに土地を含めた管理に資する地籍調査の推進という、その部分と、市街地区域はもう地籍調査は終わっていて、今まだ終わっていないのは原野地区で、こっちでいくと中央地区まで終わって、平、上羽幌地区は終わっていない。いつ来るかも分からない。今高台とかかな。そういう地籍調査とはまた違う調査なのか、そこら辺も私にはちょっと理解できないので、どういう意味、所有者不明の土地を含めた土地の適切な管理に資する地籍調査の推進という言葉のどういう地籍調査なのかというところがこの部分では分からないので、もうちょっと分かりやすく。

大平課長 申し訳ありません、記載がすごく不明確で。ただ、言いたいことについては、羽幌町で行っている地籍事業を推進していくに当たって、こういった土地がもし絡んできたときに、いろんな国の制度だとか、そういった部分を使いながら進めていくために必要な書き方というのですかね、というふうに捉えてもらえればいいかなというふうに、具体的にどこかと言われても、地籍の具体的な話はちょっと私も分からないものですから何とも言えないのですけれども、ただ明確に考えているのは地籍調査

事業というのは町でやっている建設課が進めている地籍調査事業のことを想定して書いているものとなっています。

村田議長 今の答弁でかなり理解しました。変な話、私ごとのはなしになってしまうのですけれども、中央地区までさっき言ったように地籍調査は終わっているのです。平、上羽幌地区はすごくぐちゃぐちゃで、昔の林鉄の跡とかが農地のところに入っていたり、全然私の分からないような人の名前の農地があったりで、それから川の中に個人の名前の農地があり、農地の中に道の土地がありって、奥はすごくぐちゃぐちゃで、やりようがないぐらいに大変だな、そこは手つけられていないのですよ、実はまだ。中央まで行って、そこ行くのかと思ったら、やめて違うところ行ってしまったので、築別のほうへ行ってしまったので、まだ手つけられていないのですけれども、そういう部分のここという所有者が不明な土地が出てきたということも想定した中でこの文言が入っているのか、よく私も分からないのですけれども。

富樫係長 個別具体的に多分そこを想定してここを記載したというものではないのですけれども、一般的にこういった表記がほかの計画でも自治体でも見られる部分もありますので、そういった部分の表記を行っているということで、今言われた平地区だとか今後進めていく中で、これがあるからどうだというところが明確にその地籍調査事業の制度自体はこちらでは把握していないので何とも言えませんけれども、一般的な表現ということで捉えていただければと思います。

阿部委員長 ほかがございませんか。いいですか。(なし。の声) 私からも質問といいますか、以前一般質問等でも空き家のことについては質問させていただいていますし、今回判断基準として管理不全空家と、あと特定空家等の判断基準ということで出てきました。先ほどからも話として出ていた旧宮坂デパートの件についても、ようやくスタートラインに立ったといいますか、これからいろいろと調査等をしていくことになるのかなと思います。ただ、1つ懸念されているのが、こういった空きビル、空き店舗等というのが当然町中にもありまして、まだ倒壊のおそれとか危険を及ぼす状況ではないにしろ、この先10年、20年とたつと同じような状況にな

るのではないかなという心配もしていますので、旧宮坂デパートに限ってこういった措置をするような話で進められていますけれども、将来的には、同様の大きい、小さい建物ありますけれども、可能性も出てくるのかなと、特定空家に該当するような店舗等といえますか、そういったものは出てくるのかなといった懸念をしているのですけれども、今回特定空家等の判断基準ということで出てきましたので、そういったものも含めて今後調査等を必要に応じてすることも想定されるということによっていいのかどうかだけ。

富樫係長 旧宮坂デパートのビル自体はあくまで一例ですので、それ以外にも緊急安全措置を実施した事例として、先ほどご説明しましたけれども、そういった建物も緊急性という意味では非常に高くなって、現状においてもなっているのではないかなというふうに捉えていますので、必要に応じて、全部壊していきますよとか、そういうようなことは言えませんが、法に基づいて措置が必要なものについては対応していかざるを得ないというふうには考えています。

阿部委員長 分かりました。まずは、町民の安心、安全という部分を守るためにもこういった管理不全空家、特定空家等を何とかしていかなければならないところもあると思いますし、ただそれをするに当たって法令遵守していかなければ、当然勝手にどうのこうのというのもできないでしょうから、その辺はしっかりと見極めながら、また何かあれば、こういった事例が起きたといった場合にはまた説明等、委員会なり、個別に相談あったときは説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかございませんか。(なし。の声) なければ、次のその他のほうを説明していただきたいと思います。

4 その他

担当課説明

説明員 大平町民課長、富樫町民生活係長

富樫係長 13:44～13:52

さっきの続きになるのですけれども、この6ページです。2のその他についてというところで、まず(1)、住宅改修促進補助事業になります。アの申請件数、補助金額実績ですけれども、R6についてはご存じのとおり40件、800万円だったのに対して、7年度については本年度件数が36件、補助金額が720万円の実績となっております。事業者ごとの内訳というのは、ここに記載されているとおりとなっております。

イの申請時期ですけれども、これも御覧のとおりですけれども、今年度、R7については受付期間を延長したこと、それから制度として交付決定後すぐに契約書等々の提出を行ってくださいという制度としたことなどで予算取りで早期に申請することがなくなって、全体的に確実に工事が見込める段階になってから事業者のほうも申請を行うようになったというようなことから、申請後の途中廃止についてはゼロ件となっております。以上から順調に事業が1年間進んだものと捉えておりますので、制度改正というのは特別行わずに次年度は今年度同様に進めていきたいというふうに考えています。

ウの令和8年度事業予定ですけれども、(ア)、予算要求額についてはこれら2年間の実績も踏まえて40件分の800万円で要求しております。また、今年度同様に申請件数が予定件数を上回る見通しがあれば、その段階で随時予算補正により対応していきたいというふうに方針として考えております。(イ)の申請受付期間についても、これも令和8年4月1日から10月30日までの約7か月間ということで、今年度大体いいペースでいったというようなところもありますので、同じ期間にしたいというふうに考えております。ただ、今年度も予算が10月の時点で50件今年度ありましたので、50件分で1,000万円予算ありましたので、残が見込まれるというようなことで、一応登録事業者に対しては10月の頭の段階で見込みあるかというようなことで照会かけています。見込みがあれば受付期間を延ばそうかなというようなことも考えていたのですけれども、事業者としては見込みはないというようなことだったので、10月末で締めたという形になっております。

(ウ)の周知方法、時期ですけれども、これについては昨年度同様、広報3月号、それからホームページで同時期に流したいなと思っています。登録事業者に対しては、もう2月上旬にこういうような予定でやりますよというようなことでご案内は差し上げているというものとなります。

住宅改修については以上です。

続いていいですか。(はい。の声)(2)の新規事業となりますが、都市間バス路線確保対策事業について説明します。アの路線開始の経緯等ですけれども、現在羽幌旭川間を毎日1往復、1便往復する特急あさひかわ号というのがあります。これは、令和5年3月末のJRの留萌本線廃線に伴って令和5年4月から実証運行ということで留萌市と

沿岸バスが運行を開始したものとなります。路線の欠損額が出た場合については、路線延長で留萌市が63%、沿岸バスが37%負担していると現状でなっております。当初実証運行終了後は沿岸バスによる自走を想定したものの、利用者数の伸び悩みに加えて燃料費等の高騰もあって収支欠損が年々増加しているというような状況から、沿岸バスから収支欠損全額を自治体で負担できない限り恒常的な運行への移行は見送るということで留萌市のほうに通知があったということから、留萌市のほうから沿線自治体である羽幌、苫前、小平の3町に対して10月20日付にて路線存廃に係る意見照会がなされたというものであります。

これに対して、イの本町による検討結果と回答ですけれども、実証運行による2年間の利用実績を留萌市のほうからもらって、全体の約3割が本町から乗車していると、その利用目的についても通院利用が最も多いということ、それから仮にこの路線がなくなった場合は、本町から乗り継ぎで旭川に行こうと思えば行けるのですけれども、日帰りしようとすると旭川には約2時間の滞在しかできないと、実質的に日帰りが困難だということから、特に自家用車など移動手段を持たない高齢者にとっては欠かすことのできないいわゆる生活路線と言えるだろうということで、廃線による影響は大きいというふうに考え、路線収支欠損分の協調補助を前提として沿線関係の自治体と路線継続について協議していきたい旨を羽幌町のほうから留萌市に対し、10月31日付で回答したというところであります。この羽幌町の方針については、当然理事者と調整、話した上で決めて回答しているところです。

そして、ウの沿線関係自治体との協議、今後の方向性ですけれども、本町から回答した後、留萌市内部による検討がなされて、本年1月20日に本町と留萌市において、事務レベルですけれども、今後の方向性等に係る打合せを実施し、その後1月29日に沿線関係自治体の首長において合意形成を図るための協議が行われ、その結果、管内の移動手段として沿線関係自治体で収支欠損補填をしながら令和8年度以降も路線を維持していくというような方向性が確認されたというところであります。令和8年度の4月から9月の6か月間になりますけれども、その路線収支欠損の負担割合につきましては留萌市のほうから負担案の提示がありまして、今後沿線関係自治体による協定等を交わして負担割合を最終決定し、本町負担分の151万7,000円については令和8年度当初予算ということで要求したいと考えているところであります。なお、令和9年度、今年の10月から令和9年の9月まで、事業期間が10月、9月なものですから、年度をまたぐのですけれども、以降の負担割合については継続して協議していくということとなっております。

8ページには参考までにこの路線の運行収支、それから乗車の実績、路線の概要というものをそれぞれ載せてございます。細かい説明はしませんけれども、こういった状況

となっております。

その他についてはもう一点。

大平町民課長 13:52～13:56

では最後に、別にA4、1枚でお配りしています1.5リットルサイズの生ゴミ袋の導入につきまして私のほうから説明をさせていただきます。

まず、導入の経緯及び目的ですけれども、当町におきましては平成14年11月からゴミの有料化を実施しておりまして、排出量に応じた料金徴収により公平性の確保ですとかゴミの減量化を図っているところであります。生ゴミにつきましては、現在市街地につきましては3リットル、6リットル、12リットルの3種類の容量区分のゴミ袋によって処理しているところでありますけれども、単身者の方ですとか高齢者世帯のほうで、ここ搬出量となっているのですが、すみません、排出量ということで訂正お願いします。排出量が少なくても3リットルでも大きいという意見が多く寄せられておりましたことから、新たに1.5リットルの容量区分を追加するというものであります。なお、ゴミ処理の手数料に関しましては一般廃棄物処理手数料として廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定されておりますことから、3月の定例会におきまして1.5リットルの容量区分を追加する旨の条例改正を提案することとしています。

次、ゴミ袋の規格でありますけれども、サイズ等につきましては資料に記載のとおりでありますけれども、これまでの生ゴミ袋との大きな違いといたしましては、材質をこれまでの生分解性のものから一般ゴミなどの袋と同様のポリエチレン製に変更することとしております。この材質の変更につきましては、衛生施設組合で更新しました生ゴミ処理施設における設備の機能向上によって材質を変更しても処理に問題がなくなったことによるものであります。なお、既存サイズの生ゴミ袋、3リットル、6リットル、12リットルですけれども、こちらにつきましても今年度の製作、7年度の製作した分から同じようにポリエチレン製に変更しております。ただ、在庫の関係があつてまだ店頭のほうには出ていないのですけれども、今持っている生分解性の生ゴミ袋がなくなり次第、破れづらい、一般のいわゆるコンビニで使っている袋と同じような形になりますので、破れづらくて長もちするものに変わっていくというふうに思っていますので、もうちょっと時間かかりますけれども、こちらのほうも変わる形になっております。

次に、ゴミ袋の価格ですけれども、島については処理券という形で販売していますけれども、ゴミ袋につきましては1枚当たり15円、販売するときは10枚1組で150円という形での販売を予定しております。

あと、ゴミ袋の製作枚数ですけれども、6年度、7年度、おおむね3リットルが製作

部分の8割ほどを占めております。これを基にしまして、来年度作るのは1.5リットル4万枚、3リットルも4万枚という形で製作を予定しております。一応来年度から料金改定をするという形でしてはいますけれども、年度始まってすぐに発注しても納品に3か月弱かかりますので、実際に1.5リットルの袋が店頭に出るのが7月以降になると思います。これにつきましても、納品の時期が分かり次第、販売していただいているお店のほうとも協議しましてできるだけ早く店頭に並ぶような形にして、町民の方々に対しましてもしラインですとかインフォカナル等を使って、この時期から販売できますよという形のお知らせした上で対応していきたいと思っています。

ごみ袋につきましては以上となっております。

阿部委員長

それでは、その他について3点説明いただきました。

質疑に関しては1件ずつ行っていきたいと思います。まず、その他の1件目の住宅改修促進補助事業について質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:56～14:19

磯野副委員長 今回今年度は36件だと思いますけれども、以前ですとなかなか大工さんの都合がつかなくて断念して翌年ということで、それで補助から切られたと。今回はそういうことがなくてということなのだと思いますけれども、やりたくてもやっぱり大工さんの都合がつかなくて断念したというケースは何件かあったのですか。

富樫係長 直接申請者から、いや、それさという話は聞いていないですけれども、事業者さんのほうからは、今年やっぱり何件かやり切れなくて、来年もう決まっているやつが数件あるのだという話は聞いていますし、島に関しても今年はできなかったけれども、来年行くのだという話も聞いているものもありますので、できなかったものはあるのかなというふうには捉えています。

阿部委員長 ほかがございませんか。ないですか。いいですか。（なし。の声）なければ、次にその他の2件目の都市間バス路線確保対策事業について質問のある方は、挙手にてお願いいたします。

磯野副委員長 旭川便、本当に私もよかったなと思っているのです、これ再開していただいて。どうしてもご存じのように地域医療がだんだん、だんだん疲弊していくと、特に専門のがない、総合診療医はいるけれどもといったときに、どうしても旭川、札幌へ行かなければならないというときには、やっぱり札幌へ行くとなると絶対1泊しなければならないということがあるので、旭川というのは非常にいいかなと思って、合意ができるのであればそれぞれの負担に応じて存続してほしいなという思いはあります。ただ、1点ちょっと心配したのは、ここはお金の部分なのです。お金の部分は何とかなるとして、運転手の確保だとかというのは大変問題になってきているのだらうと思っている。それはちょっと聞いた話ですけれども、札幌便が2便減便したのは、お客さんもあるけれども、やっぱり運転手の確保も大変だという話も、それが本当かどうか分からない。ちらっと聞いたことがあるのですけれども、この辺事業者のほうから、その部分についてやりたいのだけれども、運転手がという話は特にはなかったのですか。

富樫係長 あさひかわ号に関しては、今のところ運転手確保できないから云々という話ではないというふうには聞いております。ただ、同じようにはぼろ号に関しては札幌にいる運転手さんが数人辞めているとかという話も聞きますし、その部分の運転手確保には苦慮しているという話は別段で聞いているところがあります。

村田議長 今決定された部分は、8年度の4月から9月までの半年分は151万7,000円羽幌町が負担するという。ただ、これは半年分だから、それ以降の部分でいくと少なくとも300万、なおかつもしかすると利用割合とか欠損が多くなった場合にはもっと負担が増えていくというふうなことになると思うのですけれども、これは路線バスではないので、今やっている路線バスの補填の仕方と違って、一回こうやってやるとほかから補填されるものがない限りは維持していくといったらずっといかなければならないということになると思うのですけれども、聞いた中身、ここには載っていないのですけれども、小平町もこうやって115万円今ここで出すというふうになっているのですけれども、この部分を含めてこれからも

ずっとこの状態でいけるかどうかという、事務レベルかどうかは別としてもきちんとその確証的な部分でここ3年間は維持できるとか、5年間は維持できるとか、全くそこら辺も見えていない。ただ、取りあえず話し合いしながら延長していくのか、そこら辺の、今はこれで取りあえず収まっているかもしれないですけども、今後どのようなスタイルになって、どこまでそれがみんなで留萌市も含めて出して維持していけるのかというのは非常に不安があるのですよね、自分としては。そこら辺分かる範囲でいいので、方向性としてここまでは大丈夫ですとか、何かあったりすれば。

富樫係長

明確に例えば令和10年度まではお約束していますとか、そういうことがあるわけではないです。ただし、関係町村、それ以外も含めて首長の考え方としてはなくせない路線だという認識は共通してあるというところがありますので、負担割合は別として、残していきたいという方向性は、ここ数年間というか、ここ1年、2年とかという話ではないというふうには捉えていますし、ただ乗車人員ですとか減ってきている部分、ただし直近でいうと沿岸バスさんに聞くとちょっと回復しているよというところも実はあったり、定着してきているというところがあるのだと思うのです。そういった部分も見据えた中で、あまりにも赤が増えてくるのに維持し続けられるかという問題は出てくると思うので、そういったときには当然減便も含めて考えていく、もしくは運賃上げるだとか、そういった部分も含めて考えていくことにはなるかなとは思っているのですが、ただ現状の中ではまずは延長したいと、続けていきたいという考え方で走っていますので、まずは半年分、この半年分の金額もまだ正直言って確定している数字では、当然期間が9月末までなので、それまで走って見ないと、もしかして乗車する人がたくさん乗れば赤は減りますので、一応今想定される見込みの額ということで半年分の151万7,000円というのは、事業期間まだ終わっていませんので、これからの話になりますので、見込みという形で上げさせてもらっている形となります。なので、もしかしたらちょっと増えるかもしれませんが、減るかもしれませんが、足りなければまた補正等々で対応したいなというふうには考えていますけれども、まずは9月末までの分としてこの金額ということで考えています。

かつ、それぞれの自治体が負担する部分に対しては特別交付税措置 8 割充当されるというようなところで、今留萌市さんもそれを活用しているということで、これは問題ないのではないかとということも聞いていますので、それでいけば実負担としていけばこの額でいけば60万7,000円程度が実負担になる。2割相当になるというふうな見込みも踏まえた中で、今後10月以降、令和9年度になるって考えれば、変わる要素としては恐らく負担割合をどうしていくかという、今現状は均等割50%、人口割50%、これははっきり言うと恐らく小平さんと苫前さんに配慮した当然割合って言えるのかなというふうに、両町から乗られている数って結構少ないのですよね、というのもありますので、それに見合った負担割合でということで留萌市さんが考えていただいた負担割合。可能性としてあり得るのが均等割で4割りするというのが一つの恐らく今後出てくる案だと思いますので、ただ均等割4割りしても羽幌町はあまり変わらないというような見込みでは考えているところですので、いずれにしてもそういった負担割合の部分で協議はしていく形になろうかなと、変わり得る可能性はそこかなというふうには考えています。ただ、1年、2年とかというスパンでは当然考えずに各自治体考えられていると思いますので、そこは話をしながら、ただし一つの町では恐らく維持し続けられませんので、近隣と協議しながら進めていく形になるかなというふうには思います。

村田議長

一番問題なのは、やっぱり負担割合の部分がこのままでいいか、もっと違う方法があるか、これは首長さん方の話合いが一番大きくなるかもしれないですけども、今までは留萌市が一番、当然羽幌町も小平も苫前町も持っていなかったからいいのですけれども、人口割という決め方がどうも、人口割というよりも、当然どこから何人乗ったというのは分かるわけで、乗車人数の部分が一番割合としては公平といったら公平なのか分からない、これは自分でも分からないのですけれども、小平町だったら小平町から乗れるだろうし、苫前町は苫前町から乗れるでしょうし、ただこれ想定した中でですから、羽幌町の場合は羽幌町から乗るお客さんが100%羽幌町の人ですかとなると、これまたちょっと疑問符が湧いてきて、北の人も乗ってしまっていることも当然あるような気もするし、それをここでだからってということにもならないし、そうすると留萌市

から乗るのも留萌市だけではなくて増毛町の人にも乗るかもしれないしなのですけれども、維持したいというのは分かりますし、私も維持できればいいと思うのですけれども、負担が大きくなったときに負担割合の仕方がネックになって、それであればある町村はそんなのならうちの町村では出せなくなるわということが起きたりしないかなという懸念も心配されるので、そこら辺今ここでスタートするときに、今までは小平町も苫前町、羽幌町もこれは負担していないわけですから、負担し始めたときにちゃんとしたルール、例えばこれから5年間はこうしましょうとか、基本的な考え方はこうしましょうとかというのは今決めるほうがいいのかなという気もしないでもないのです。そこら辺どうでしょう。

富樫係長

当初留萌市さんと話ししている中では、当然恒久的に今後羽幌町としてはなくせないというのは前提としてあるかなと、あとはどこまで負担できるかなというところが問題かなと思って話は進めてきたのですけれども、最初に羽幌町としてもある程度の均等割という、全部それだけでいいのではないかぐらいの形でも考えていたぐらいなのですけれども、やっぱり羽幌町以外の苫前さんと小平さんの部分考えると、留萌市さんが提示してきた案なので、羽幌町がこうしてくれといった話ではないのですけれども、だから示してきた案でまずは、多分恐らくほかの町村さんもそれだったらということで乗られてきた部分もあると思いますので、まずはこれで走りたい。ただ、恒久的に本当ははっきり留萌市さんだっけ決めたかったはずなのですけれども、それではちょっと時間的な余裕もなかったというのも正直なところあると思います。最初は3月末で廃止というのが頭にあった中で話を進めてきた中なので、それはちょっと待ってくれということで話しさせてもらってきたところですので、何とかかんとか4月からまずは継続したいというところをつなぐためのものとして捉えてもらえればいいのかと思います。

一例として、今留萌旭川線というのが1日片道5便ずつで留萌と旭川間、沿岸バスと道北バスで走っている便があるのですけれども、それは留萌市さん、隣の深川、秩父別さんの3市町で均等割して欠損を補助していると、補填していると。3市町で完全な均等割だそうです、距離等々、人員関係なく。それが留萌市さんはあるので、恐らく均等割というのは通常あるのかなという考えではいるとは思いますが、今後その中に旭川

市さんも入ってくる見込みがあるという話も聞いていますし、完全に乗車人員だとか距離だとかでいくとなかなかまとまらなかったりというのもあるのかなというふうに思いますので、残していきたいという気持ちがあればある程度の相応の負担というのを関係する自治体で負担していきけるのが一番望ましいのかなというふうには今は考えていますけれども、話し合い次第かなと。あと、近隣、羽幌に関しては当然初山別とか遠別さんから実際乗られているという話聞いています。留萌市さんも増毛町の方も乗っているという話も聞いています中で、ただその区間走らないのに負担を求めるといのはなかなか難しい部分もあってこういう結論に至っているのです、今後もそこは拡充して求めていくかということ、なかなかそこは現実難しいのかなと。ただ、遠別さんも乗っている人がいるのは把握しているそうなので、遠別から走るのであれば負担を考えると。ただ、沿岸バスがそこはちょっと難しいというような事情もあって、そこをつなぐのは恐らくデマンドとか遠別町さんが考えるような話も聞いていますので、そういった形で手当てしてもら、そっちはそっちでという形になると思いますし、何とか羽幌からは出るような形で初山別さんも期待しているところはあるというふうには聞いています。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) では、ないようですので、最後、その他3件目の1.5リットルサイズ生ゴミ袋の導入について質問のある方は、挙手にてお願いいたします。

磯野副委員長 1.5リットルについては賛成します。説明の中で今までのよりも強度のあるポリエチレンという説明だったのですけれども、あくまでもそれは分解するというあれで、ただの替わりの袋で出しては駄目ということですよ。この袋は、あくまでも分解するというあれですよ。

大平課長 基本にごみについては、一般ごみもそうですけれども、有料のごみ袋を購入していただいて処理費用の一部を担っていただいている形ですので、1.5リットルについても販売しているもので出してもら。なので、たまたまそれを一般的なごみ袋と同じにするというだけであって、どこかでもらったごみ袋で出してもいいのしょうということにはならないので、それはあくまでも購入していただいて出してもらという形にな

ります。

磯野副委員長 私の聞いたかったのは、理解として生ごみの袋というのは生ごみと一緒に分解してしまうというあれがあったのですけれども、この1.5リットル、ポリエチレンもそうですかという話なのです。

大平課長 今回衛生施設のほうに入れた機械につきましては、ごみ袋、生ごみが入った袋が流れてくる、それを、今のもそうなのですけれども、一旦破袋という形で袋を破くという形がやられています。前の機械ですとそれを除くというのができなかったで、そのまんま分解だけしていける形で、今回新しく入れた機械でいくとごみ袋を破いた後にそれを吐き出すという処理がかなりいい形で出てきていて、一緒に処分しなくてもそれだけを取り除くという形になっていますので、どうしても今の生ごみ袋だと分解させるために、ちょっと長期間置いておくと破れやすくて、水とかを含んでいるとごみ出す前に破れてしまう。そういう形でごみ出される方々にちょっと不便かけていましたので、そういうことしなくてよくなったので、この袋にする。分解はしない。それは、取り除かれて別に処理するという形になります。

磯野副委員長 そうすると、あくまでも買ってほしいと、処理費用として150円ですよ。であれば、例えば破れそうなときに、150円買いましたよ、その中にもう一つ買物袋のまんま入れてあっても同じ処理でできるわけですよ。それは可能ですか。

大平課長 基本的に出せるのですけれども、今言ったように破袋の部分で出るのですけれども、結局出たやつはそれはそれでまた処分しなければならないので、埋立てとかに持っていかなければならないので、今度そういうことをしなくていいように破れにくい普通のごみ袋にしていますので、前みたいに破れそうなので、生ごみ袋の外側に袋をやって破れないようにとかって、そういうことしなくていいように、この袋だけでご家庭では完結してもらえんというふうに考えていますので、破れたら困るから中にもう一つとかって、そういうことをされるとごみが減りませんし、今の考えでいくとそういうことをされると持っていきませんよというふう

に言わざるを得ないので、この袋で完結していただきたい。

平山委員 今までの生ごみの袋は、必ずちゃんと水を切って、そして入れてくださいということになっていますよね。今度この材質が変わったら、ある程度は水分があってもいいのかとか、その辺の扱いなのですからけれども。

大平課長 基本的にはある程度は水を切っていただいたほうが、管理するほうも結局破れづらくなっただけで、じゃぼじゃぼになったままご家庭で管理というふうにも多分しないと思いますし、なるだけ、その後の収集もありますので、ある程度は水は切っていただいて出していただきたいというふうに考えています。

平山委員 それと、よく今までも聞いているのは、普通の一般ごみの中に生ごみ、いろいろ理由があって普通の一般ごみに入れていたのかもしれない。その辺は、現在どういう状況なのでしょう。

大平課長 そういう生ごみが交ざっている、明らかなものが交ざっているというのはあまり収集業者さんのほうからは来ていませんので、そういうのは大分減っているのではないかと。ただ、絶対ないかというところは何とも言えないですけれども、今後はこういう形で破れづらい袋になりますので、できる限りそういう形で、できる限りというか、うちのルールになっていますので、そういうのは皆さん協力していただきたいと思っています。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、以上をもちまして文教厚生常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。